

いよぎん相続定期預金規定

1. (預金の種類)

- (1) 「いよぎん相続定期預金」(以下、「この預金」といいます。)は、預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満の場合、預入期間 6 か月、1 年、3 年の自由金利型定期預金 (M型) (以下、「スーパー定期」といいます。)とし、預入金額 1,000 万円以上の場合、預入期間 6 か月、1 年、3 年の自由金利型定期預金 (以下、「大口定期」といいます。)とします。
- (2) 預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満の場合、預入期間が 6 か月、1 年のものは単利型、預入期間が 3 年のものは単利型または複利型とし、預入金額 1,000 万円以上の場合、預入期間に拘らず単利型とします。

2. (預金の預入れ)

- (1) この預金の預入れは、相続による預金を受け取られてから 1 年以内の個人のみとします。
- (2) 預入れは 1 口 300 万円以上 (1 円単位) で、受け取られた相続預金の範囲内とします。また、この預金の預入れは通帳 ((新) 総合口座を含む) とします。

3. (適用利率)

- (1) この預金の利率は、初回満期日までの間、預入日における預入期間に応じた「スーパー定期」300 万円以上の店頭表示利率または「大口定期」の店頭表示利率に年 0.3% を上乗せした利率を適用します。
- (2) 初回満期日以降は、前項の上乗せ金利は適用いたしません。

4. (自動継続)

- (1) この預金は、自動継続のみの取扱いとなります。
- (2) この預金は、満期日に「スーパー定期」または「大口定期」に自動継続します。
- (3) 前項による継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその継続後の満期日。以下同じです。) までにその旨を申出てください。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、満期日に指定口座へ入金します。
- (2) 利息を指定口座に入金できず、現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

この預金は、第 1 条から第 5 条に記載されている内容以外は、「自由金利型定期預金 (M型) 規定 単利型 (スーパー定期)」「自由金利型定期預金 (M型) 規定 複利型 (スーパー定期)」または「自由金利型定期預金規定 (大口定期)」の各規定を準用します。

以 上

自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）

1.（自動継続）

自由金利型定期預金（M型）単利型（以下「この預金」といいます。）のうち自動継続扱のものは、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (1) この預金のうち自動継続扱のものの継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期）

- (1) この預金のうち自動継続扱でないものは、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

3.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下4.（1）（3）において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息は、つぎにより支払います。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後（自動継続扱の場合は各中間利払日）に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。

- (2) この預金のうち自動継続扱でないものの中間払利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、つぎのとおり取扱います。

①預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。

③利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

- (3) この預金のうち自動継続扱のものの利息の支払いは、つぎのとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法によりつぎのとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (4) 自動継続扱の継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（取引等の制限）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引との制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第5条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

- ⑥第5条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 8.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）
- (1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- 9.（印鑑照合）
- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 10.（譲渡、質入れの禁止）
- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 11.（中間利息定期預金）
- (1) 中間利息定期預金の利息については、第4条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しない（原則として通帳に記載しない）こととし、つぎにより取扱います。

- ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

12.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、助・保佐・後見開始がされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13.（規定の変更等）

- (1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前号により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（通帳）は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（定期預金証書の発行廃止）

- (1) 2022年1月20日以降、定期預金証書の新規、繰越などの発行手続きを廃止しました。
- (2) ご希望される場合については、通帳への切替が可能です。解約時まで定期預金証書を保管することもできるものといたします。

以上

自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（スーパー定期）

1.（自動継続）

- (1) 自由金利型定期預金（M型）複利型（以下「この預金」といいます。）のうち自動継続扱のものは、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものの継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期）

- (1) この預金のうち自動継続扱でないものは、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

3.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（利 息）

- (1) この預金のうち自動継続扱でないものの利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものの利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (3) 自動継続扱の継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- (6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降、1万円以上1万円単位の金額で一部解約する場合の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。一部解約後の残余の預金についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。
ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の残余の預金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約日以降、一部解約後の預金については、この預金の預入日に同じ預入期間にて、当該残余の預金元金金額を預けた場合に適用される店頭表示の利率により利息を計算します。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引との制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約（一部解約を含みます。）または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第5条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥第5条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等)

- (1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (規定の変更等)

- (1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前号により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（通帳）は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14.（定期預金証書の発行廃止）

- (1) 2022年1月20日以降、定期預金証書の新規、繰越などの発行手続きを廃止しました。
- (2) ご希望される場合については、通帳への切替が可能です。解約時まで定期預金証書を保管することもできるものといたします。

以 上

自由金利型定期預金規定（大口定期）

1.（自動継続）

- (1) 自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）のうち自動継続扱のものは、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 「この預金」のうち自動継続扱のものの継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期）

- (1) この預金のうち自動継続扱でないものは、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

3.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下4.（1）（3）において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息は、つぎにより支払います。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日

の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後（自動継続扱の場合は各中間利払日）に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後（自動継続扱の場合は満期日）に支払います。

- (2) この預金のうち自動継続扱でないものの中間払利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、つぎのとおり取扱います。

①預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

- (3) この預金のうち自動継続扱のものの利息の支払は、つぎのとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

- (4) 自動継続扱の継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (6) この預金を第7条第1項により満期日前に解約するときおよび第7条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の

継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金 (M 型を含む) の期限前解約利率」に記載した預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。

(7) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. 取引等の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第 1 項から第 3 項に定めるいずれの取引との制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 7 条第 4 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 7 条第 4 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳) とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第 5 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥第 5 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦第 1 号から第 6 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした 場合

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等)

- (1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (規定の変更等)

- (1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 「この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前号により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書(通帳)は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (定期預金証書の発行廃止)

- (1) 2022年1月20日以降、定期預金証書の新規、繰越などの発行手続きを廃止しました。
- (2) ご希望される場合については、通帳への切替が可能です。解約時まで定期預金証書を保管することもできるものといたします。

以 上

自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率

（大口定期およびスーパー定期の期限前解約利率）

1. 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日までの預入期間が6か月未満の場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

2. 預入日から解約日までの預入期間が6か月以上の場合は、つぎの預入期間に応じた算式により計算したAおよびBの利率のうち、いずれか低い利率を適用します。

ただし、預入日の8年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金のうち、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上1年未満の場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

なお、預入期間に応じた算式により計算したAおよびBの利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

(1) 預入日の6か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

① 6か月以上1年未満

A. 約定利率×50%

B. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%

② 1年以上2年未満

A. 約定利率×70%

B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%

③ 2年以上3年未満

A. 約定利率×70%

B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%

(2) 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

① 6か月以上1年未満

A. 約定利率×40%

B. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%

② 1年以上1年6か月未満

A. 約定利率×50%

B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%

③ 1年6か月以上2年未満

A. 約定利率×60%

B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%

④ 2年以上2年6か月未満

A. 約定利率×70%

B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%

⑤ 2年6か月以上3年未満

A. 約定利率×90%

B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%

⑥ 3年以上4年未満

A. 約定利率×90%

B. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×95%

(3) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月以上1年未満
 - A. 約定利率×40%
 - B. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - A. 約定利率×50%
 - B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - A. 約定利率×60%
 - B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - A. 約定利率×70%
 - B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - A. 約定利率×80%
 - B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
 - ⑥ 3年以上4年未満
 - A. 約定利率×90%
 - B. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×95%
 - ⑦ 4年以上5年未満
 - A. 約定利率×90%
 - B. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×95%
- (4) 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- ① 6か月以上1年未満
 - A. 約定利率×30%
 - B. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - A. 約定利率×40%
 - B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - A. 約定利率×50%
 - B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - A. 約定利率×60%
 - B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - A. 約定利率×70%
 - B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
 - ⑥ 3年以上4年未満
 - A. 約定利率×80%
 - B. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×95%

- ⑦ 4年以上5年未満
 - A. 約定利率×90%
 - B. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×95%
- ⑧ 5年以上6年未満
 - A. 約定利率×90%
 - B. この預金の預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×95%
- (5) 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - ① 6か月以上1年未満
 - A. 約定利率×20%
 - B. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - A. 約定利率×30%
 - B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - A. 約定利率×40%
 - B. この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - A. 約定利率×50%
 - B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - A. 約定利率×60%
 - B. この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
 - ⑥ 3年以上4年未満
 - A. 約定利率×70%
 - B. この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
 - ⑦ 4年以上5年未満
 - A. 約定利率×80%
 - B. この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
 - ⑧ 5年以上6年未満
 - A. 約定利率×90%
 - B. この預金の預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90%
 - ⑨ 6年以上7年未満
 - A. 約定利率×90%
 - B. この預金の預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90%
- (6) 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - ① 6か月以上1年未満
 - A. 約定利率×10%
 - B. この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - A. 約定利率×20%

- B. この預金の預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90%
- ③ 1 年 6 か月以上 2 年未満
- A. 約定利率×30%
- B. この預金の預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90%
- ④ 2 年以上 2 年 6 か月未満
- A. 約定利率×40%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ⑤ 2 年 6 か月以上 3 年未満
- A. 約定利率×50%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ⑥ 3 年以上 4 年未満
- A. 約定利率×60%
- B. この預金の預入日における「預入期間 3 年の店頭表示利率」×90%
- ⑦ 4 年以上 5 年未満
- A. 約定利率×70%
- B. この預金の預入日における「預入期間 4 年の店頭表示利率」×90%
- ⑧ 5 年以上 6 年未満
- A. 約定利率×80%
- B. この預金の預入日における「預入期間 5 年の店頭表示利率」×90%
- ⑨ 6 年以上 7 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 6 年の店頭表示利率」×90%
- ⑩ 7 年以上 8 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 7 年の店頭表示利率」×90%
- (7) 預入日の 8 年後の応当日から預入日の 9 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- ① 1 年以上 1 年 6 か月未満
- A. 約定利率×10%
- B. この預金の預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90%
- ② 1 年 6 か月以上 2 年未満
- A. 約定利率×20%
- B. この預金の預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90%
- ③ 2 年以上 2 年 6 か月未満
- A. 約定利率×30%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ④ 2 年 6 か月以上 3 年未満
- A. 約定利率×40%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ⑤ 3 年以上 4 年未満
- A. 約定利率×50%

- B. この預金の預入日における「預入期間 3 年の店頭表示利率」×90%
- ⑥ 4 年以上 5 年未満
- A. 約定利率×60%
- B. この預金の預入日における「預入期間 4 年の店頭表示利率」×90%
- ⑦ 5 年以上 6 年未満
- A. 約定利率×70%
- B. この預金の預入日における「預入期間 5 年の店頭表示利率」×90%
- ⑧ 6 年以上 7 年未満
- A. 約定利率×80%
- B. この預金の預入日における「預入期間 6 年の店頭表示利率」×90%
- ⑨ 7 年以上 8 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 7 年の店頭表示利率」×90%
- ⑩ 8 年以上 9 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 8 年の店頭表示利率」×90%
- (8) 預入日の 9 年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- ① 1 年以上 2 年未満
- A. 約定利率×10%
- B. この預金の預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90%
- ② 2 年以上 2 年 6 か月未満
- A. 約定利率×20%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ③ 2 年 6 か月以上 3 年未満
- A. 約定利率×30%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ④ 3 年以上 4 年未満
- A. 約定利率×40%
- B. この預金の預入日における「預入期間 3 年の店頭表示利率」×90%
- ⑤ 4 年以上 5 年未満
- A. 約定利率×50%
- B. この預金の預入日における「預入期間 4 年の店頭表示利率」×90%
- ⑥ 5 年以上 6 年未満
- A. 約定利率×60%
- B. この預金の預入日における「預入期間 5 年の店頭表示利率」×90%
- ⑦ 6 年以上 7 年未満
- A. 約定利率×70%
- B. この預金の預入日における「預入期間 6 年の店頭表示利率」×90%
- ⑧ 7 年以上 8 年未満
- A. 約定利率×80%

- B. この預金の預入日における「預入期間 7 年の店頭表示利率」×90%
- ⑨ 8 年以上 9 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 8 年の店頭表示利率」×90%
- ⑩ 9 年以上 10 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 9 年の店頭表示利率」×90%
- (9) 預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- ① 1 年以上 2 年未満
- A. 約定利率×10%
- B. この預金の預入日における「預入期間 1 年の店頭表示利率」×90%
- ② 2 年以上 3 年未満
- A. 約定利率×20%
- B. この預金の預入日における「預入期間 2 年の店頭表示利率」×90%
- ③ 3 年以上 4 年未満
- A. 約定利率×30%
- B. この預金の預入日における「預入期間 3 年の店頭表示利率」×90%
- ④ 4 年以上 5 年未満
- A. 約定利率×40%
- B. この預金の預入日における「預入期間 4 年の店頭表示利率」×90%
- ⑤ 5 年以上 6 年未満
- A. 約定利率×50%
- B. この預金の預入日における「預入期間 5 年の店頭表示利率」×90%
- ⑥ 6 年以上 7 年未満
- A. 約定利率×60%
- B. この預金の預入日における「預入期間 6 年の店頭表示利率」×90%
- ⑦ 7 年以上 8 年未満
- A. 約定利率×70%
- B. この預金の預入日における「預入期間 7 年の店頭表示利率」×90%
- ⑧ 8 年以上 9 年未満
- A. 約定利率×80%
- B. この預金の預入日における「預入期間 8 年の店頭表示利率」×90%
- ⑨ 9 年以上 10 年未満
- A. 約定利率×90%
- B. この預金の預入日における「預入期間 9 年の店頭表示利率」×90%

以 上